

マラウイ国民間セクター分野におけるジェンダー関連情報

1. ジェンダー関連政策・制度

<ジェンダー政策および制度>

- 1998年、マラウイ政府は長期開発政策として **Malawi Vision 2020** を策定した。本政策は、ジェンダー平等を重要な開発課題として捉えており、ジェンダー不平等の削減のために次のことを提案している：1) 女性の土地へのアクセス及びコントロールの増加；2) 投入及びクレジットへのアクセスを促進するための女性農家クラブの設立；3) ジェンダーに基づく差別を含む法律および慣習の排除；4) 女性とそのグループを対象とした質の高い教育、保健サービス及びマイクロクレジットスキームへのアクセスの向上；5) 雇用及び自営収入の機会への女性のアクセスの促進；6) 政治および意思決定への女性の参画の奨励。また、その後策定された「中期開発計画」(Malawi Poverty Reduction Strategy Paper 2002-2004 : MPRSP)、(Malawi Economic Growth Strategy 2003-2005 (MEGS)) や「開発戦略」(Malawi Growth and Development Strategy : MGDS I) においても、ジェンダーは横断的かつ重要な課題として認識されている。(出典 1) 2011年に改定された **Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016** では、女性実業家の促進、女性によるマイクロファイナンスのアクセス改善、政治での女性優遇措置等を徹底することで、ジェンダー不平等の是正を目指すことが言及されている。(出典 2)
- 2000年、マラウイ政府は、「国家ジェンダー政策」(National Gender Policy 2000-2005)を策定した。本政策は、貧困緩和を目的として開発過程へジェンダー配慮を組み入れ、持続的かつ公平な発展の推進を目指している。2004年には、本政策を運営するために、「国家ジェンダープログラム」(National Gender Programme 2004-2009)が導入された。本プログラムは、8領域(組織強化、教育、保健、HIV/AIDS、農業・食料・栄養確保、資源・環境、貧困・経済活性、ガバナンス・人権)に重点を置いている。(出典 1)
- 2005年には、同国家ジェンダープログラムの実施のための国家行動計画(National Plan of Action for the National Gender Programme 2005-2008)が策定され、次の8つの戦略目標を立て、それぞれの活動、指標、担当機関及び予算等を提示した：1) 公共/民間セクター及び市民社会におけるジェンダー主流化のための能力強化；2) 女子の教育へのアクセス及び質の向上；3) 特にプライマリーヘルスを含む保健サービスでのジェンダー配慮の確保；4) 農業、食糧及び栄養セクターにおけるジェンダー主流化の強化；5) 平等と持続可能な環境開発を可能とするための天然資源及び環境セクターにおけるジェンダー主流化の強化；6) 経済的エンパワーメントを通じた女性を含む脆弱層の貧困の削減；7) 政治・意思決定への女性の参画及び女性の権利の促進と保護。(出典 3)

- その後、改定された National Gender Policy 2007-2011 では、重点分野として次のものが挙げられている：1) ジェンダーと母子保健；2) ジェンダー、リテラシー、教育及び研修；3) 食糧安全保障と栄養；4) 天然資源と環境管理；5) ガバナンスと人権；6) 貧困削減と経済的エンパワーメント；7) ジェンダーと HIV/AIDS；8) ジェンダーに基づく暴力。2016 年現在は、National Gender Policy 2012-2017 が最新である。(出典 4)
- 2016 年、ジェンダー・子供・社会福祉省（Ministry of Gender, Children and Social Welfare）が、UNFPA の支援のもと、2013 Gender Equality Act Implementation and Monitoring Plan（2016-2020）を策定した。本計画は、すべてのセクターにおけるジェンダー平等を目的とし、2013 年に制定されたジェンダー平等法の実施・モニタリング計画として策定された。(出典 6)

出典	<ol style="list-style-type: none"> 1. UNDP (2013) “MDG ACCELERATION FRAMEWORK ACTION PLAN FOR GENDER EQUALITY AND WOMEN EMPOWERMENT IN MALAWI - A Background paper”, http://www.undp.org/content/dam/malawi/docs/GMDGA/undp%20mw_gmdga_MAF%20Malawi%20background%20paper.pdf 2. JICA (2007) “Malawi Country Gender Profile”, http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/8d7eed7ecc30a45c49257f85001b0402/\$FILE/ATT0BAYH.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202007.pdf 3. FAO (2011) “Gender Inequalities in Rural Employment in Malawi - Policy Context”, http://www.fao.org/docrep/016/ap093e/ap093e00.pdf 4. Government of Malawi, “National Plan of Action for the National Gender Programme 2005-2008”, http://www.svri.org/malawipolicy.pdf 5. UNWOMEN (2014) “Malawi Country Report”, http://www2.unwomen.org/~media/headquarters/attachments/sections/csw/59/national_reviews/malawi_review_beijing20.ashx?v=1&d=20140917T100716 6. UNFPA, “2016-2020 Gender Equality Act Implementation Plan launched”, http://malawi.unfpa.org/news/2016-2020-gender-equality-act-implementation-plan-launched
----	---

作成日：	2016 年 4 月 12 日
------	-----------------

<民間セクター分野：政策および制度におけるジェンダー主流化の現状>

- 2014 年、「国家雇用労働政策」（National Employment and Labour Policy 2014-2019）が採択された。本政策は、Decent Work Country Programme (DWCP)の優先課題及び戦略に沿ったものであり、2020 年までに国家、マクロ経済及び社会政策の優先事項として、すべての人の雇用を促

進・達成すること、そして経済的に積極的な国民が、生産的かつ自由に選択された雇用・職を通じて持続的な生計手段を得ること、を目指している。主要な目標としては、次のものを挙げている：1) 経済発展及び開発の促進、及び雇用の創出による貧困の削減；2) 質の高い教育や訓練を受け、技術を持った積極的労働力の促進；3) 労働集約型のプログラムや労働環境の改善を通じた貧困削減政策の遂行；4) 適正な職、意思決定における労働者の参画、及び労働市場での効果的な企業紛争解決メカニズムの促進による、既存の労働行政システムの改善及び強化；5) 全セクターにおける最低賃金に係る法律およびレビューを支援し、すべての人の最低限の社会保障を確保、及び低収入者の脆弱性を排除する。同政策は、12の優先行動を挙げており、そのうちの一つに「ジェンダーと雇用」を含んでいる。ジェンダーと雇用分野における目標は、1) 女性に生産的かつ適正な雇用の機会が与えられること、2) 雇用においてジェンダーが主流化されること、となっている。

出典	1. FAO (2011) “Gender Inequalities in Rural Employment in Malawi - Policy Context”, http://www.fao.org/docrep/016/ap093e/ap093e00.pdf	作成日：	2016年4月12日
----	---	------	------------

<民間セクター分野：ジェンダー主流化に係るナショナルマシーナリー>

機関名	備考（役職名など）
ジェンダー・子供・社会福祉省（Ministry of Gender, Children and Social Welfare）	マラウイのジェンダーに係るナショナルマシーナリーの調整機関であり、ジェンダー分野の代表機関である。
青年・スポーツ開発省（Ministry of Youth and Sports Development）	ジェンダー・子供・社会福祉省とともに、ジェンダー分野を担っている。

出典	1. UNDP (2013) “MDG ACCELERATION FRAMEWORK ACTION PLAN FOR GENDER EQUALITY AND WOMEN EMPOWERMENT IN MALAWI - A Background paper”, http://www.undp.org/content/dam/malawi/docs/GMDGA/undp%20mw_gmdga_MAF%20Malawi%20background%20paper.pdf	作成日：	2016年3月30日
----	---	------	------------

2. **民間セクター**分野：JICA の支援状況

<概要>

マラウイに対する日本の経済協力は、主要産業である農業及び今後の開発が期待される鉱業分野や、産業の発展を底上げするインフラ整備、教育・水などの基礎的な社会サービス分野を中心に、深刻な貧困からの脱却に向けた取組みを支援することを基本方針としている。重点分野としては、次のものが挙げられている：1) 農業・鉱業などの産業育成のための基盤整備；2) 基礎的社会サービスの向上。(出典1) 近年、ジェンダー分類された JICA 民間セクター開発案件としては、「一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト」がある。(出典2)

出典

1. 外務省 (2015) 『国別データブック』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142309.pdf>
『国別情報』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/africa/malawi/index.html>
2. JICA (2008～2013) 『ジェンダー主流化推進年次報告書』、
<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48?OpenDocument>

作成日： 2016年4月12日

<案件例>

案件名 (協力年度)

一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト (2011年度～)

本案件の目標は、地域レベルにおいて OVOP 活動への支援を行う OVOP 事務局および ACLO (Assistant Cooperative Liaison Officer, 一村一品担当地方行政官) の能力が強化されることであり、同案件活動にジェンダーへの配慮が組み込まれている。OVOP グループには多くの女性メンバーがおり、特に女性の就業の機会の少ない遠隔地では、貴重な雇用機会を提供している。また、これらの女性の生産活動に関する知識と技術が増え、収入向上につながることを想定しているが、実際にグループ内での男女の役割等については活動の一環として行う社会経済インパクト調査で調べた上で、これを踏まえて女性の参加を促すような環境づくりに配慮が必要と思われる。

出典

1. JICA (2016) 『一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト プロジェクト基本情報』、
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/A478D4D27D9F7C724925785B007A18FD?OpenDocument&pv=VW02040104>
2. JICA、『事業事前評価表』、http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000677_1_s.pdf

作成日： 2016年4月12日

<案件リスト>

No.	協力年度		事業 形態	案件名	ジェンダー 分類*1	ジェンダー視点
	開始	終了				
1	2011	2016	技協	一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト	GI(S)	OVOP グループには多くの女性メンバーがおり、特に女性の就業の機会の少ない遠隔地では、貴重な雇用機会を提供している。また、これらの女性の生産活動に関する知識と技術が増え、収入向上につながることを想定しているが、実際にグループ内での男女の役割等については活動の一環として行う社会経済インパクト調査で調べた上で、これを踏まえて女性の参加を促すような環境づくりに配慮が必要と思われる。
出典	1. JICA (2008~2013) 『ジェンダー主流化推進年次報告書』、 http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/235082f59d8cf80c4925765700254d48?OpenDocument					

作成日： 2016年4月12日

*1ジェンダー分類：GI=ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 (Gender Informed)
 GI(P)=ジェンダー平等政策・制度支援案件、女性を主な裨益対象とする案件 (Gender Informed (Principal))
 GI(S)=ジェンダー活動統合案件 (Gender Informed (Significant))

3. **教育**分野：他ドナーの支援状況

ドナー (1)	世界銀行 (World Bank)
支援概要	世界銀行は、サハラ以南での開発事業をジェンダー視点で評価するため、Africa Region Gender Innovation Lab (GIL)を設置している。GILの目的は、男女不平等の原因に取り組むための政策を、現地政府や民間企業が導入することである。特に女性の社会経済的エンパワーメントを重視しており、起業における男女差を解消するために効果のある事業を、適切に判断することを試みている。こうした適切なインパクト評価をジェンダーの視点から実施することで、より効果の高い事業や政策へと結びつけている。
案件例	Malawi Business Registration Impact Evaluation マラウイ政府の商業環境強化技術支援プロジェクト (Business Environment Strengthening Technical Assistance Project (BESTAP)) の中で、中小企業の形式化が与えるメリットを評価している。特に、起業家のジェンダーによる効果の差を調査している。
出典	World Bank, "Africa Gender Innovation Lab", http://www.worldbank.org/en/programs/africa-gender-innovation-lab
作成日： 2016年3月31日	

4. SDG: ジェンダーと**民間セクター**に関する目標およびターゲット

目標	ターゲット
1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、

	女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

5. 参考情報

ジェンダーと民間セクター (JICA内の執務参考資料、他ドナーの資料)

JICA、『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【民間セクター開発】』	ジェンダー平等・貧困削減室にて入手可能
ADB (2013) “Gender tool kit: Micro, Small, and Medium-Sized Enterprise Finance and Development”	http://www.adb.org/documents/gender-tool-kit-micro-small-and-medium-sized-enterprise-finance-and-development
World Bank, “Female Entrepreneurship: Program Guidelines and Case Studies ”	http://siteresources.worldbank.org/EXTGENDER/Resources/FemaleEntrepreneurshipResourcePoint041113.pdf
World Bank (2016) “Women, Business and the Law”	http://wbl.worldbank.org/~media/WBG/WBL/Documents/Reports/2016/Women-Business-and-the-Law-2016.pdf
World Bank (2014) “Gender at Work: A Companion to the World Development Report on Jobs”	http://www.worldbank.org/content/dam/Worldbank/Event/Gender/GenderAtWork_web2.pdf
ILO (2007) “Assessing the Enabling Environment for Women in Growth Enterprises: An AfDB/ILO Integrated Framework Assessment Guide”	http://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_116163/lang--en/index.htm
ILO (2009) “Making the strongest links: A practical guide to mainstreaming gender analysis in value chain development”	http://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_106538/lang--en/index.htm
マラウイにおけるジェンダー状況	
JICA (2007) “Country Gender Profile (Malawi)”	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/8d7eed7eec30a45c49257f85001b0402/\$FILE/ATT0BAYH.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%202007.pdf
JICA (1998) 『国別ジェンダー情報整備調査報告書 (マラウイ)』	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/8d7eed7eec30a45c49257f85001b0402/\$FILE/ATTE8VDW.pdf/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%201998.pdf

UNWOMEN (2014) “Malawi country report”	http://www.unicef.org/esaro/5481_education_gender.html
UNDP (2013) “MDG ACCELERATION FRAMEWORK ACTION PLAN FOR GENDER EQUALITY AND WOMEN EMPOWERMENT IN MALAWI - A Background paper”	http://www.undp.org/content/dam/malawi/docs/GMDGA/undp%20mw_gmdga_MAF%20Malawi%20background%20paper.pdf
FAO (2011) “Gender Inequalities in Rural Employment in Malawi - Policy Context”	http://www.fao.org/docrep/016/ap093e/ap093e00.pdf
マラウイの民間セクター分野における調査報告書、良事例など	
作成日 : 2016年4月12日	

6. その他、現地調査で得られた情報

作成日 :	